

感震ブレーカー設置事業の手続きについて

- ★必ず、事業に着手する前に手続きをしてください。
- ★交付決定前に事業に着手した場合には補助金が出ません。
- ★書類の印鑑は、すべて同じものを使用してください。

申請者

静岡市 危機管理課

- 電気工事店に、感震ブレーカーの設置について相談してください。
(電気を遮断するため、医療機器等への影響や夜間に作動した場合の照明の確保など、注意が必要です。)
- 工事を依頼する前に、以下の必要書類をすべて、令和7年4月1日～令和8年1月23日の間に静岡市役所危機管理課まで提出してください。(予算額を超えた時点で受付を終了します。)

1. 補助金交付申請書(様式第1号)
2. 「静岡市内」の「住宅」であることがわかる書類の写し
(例: 固定資産税納税通知書及び課税明細書 (宛先のページ及び設置する住宅について記載のあるページ)、名寄帳、建物の登記事項証明書、建築確認済証(新築住宅の申請時に限る))
3. 工事見積書の写し ※新築時の取付けの場合は不要
4. 感震ブレーカー設置予定箇所の写真(カバーを開けた写真)
※新築時の取付けの場合は、不要です
5. 住戸数を確認することができる書類の写し

書類を審査後、補助金交付決定通知書を発送します。
(申請書提出から約2週間)

補助金交付決定通知書

- 市から補助金交付決定通知書が届いてから、工事を依頼してください。
- 工事内容が変更となる(中止も含む)場合は、静岡市役所危機管理課(☎054-221-1241)まで連絡してください。

～～工事～～

工事完了後1か月以内に、以下の必要書類をすべて、静岡市役所危機管理課まで提出してください。(提出の最終締切は、令和8年2月20日です。)

1. 実績報告書(様式第5号)
2. 補助金交付請求書(様式第7号)
3. 設置後の感震ブレーカーの写真
4. 玄関が写っている建物全景の写真
※新築時の取付けの場合は、不要です
5. 領収書の写し
※新築時の取付けの場合は、不要です

書類を審査後、補助金交付確定通知書を発送します。
(報告書提出から約2週間)

補助金交付確定通知書

市から補助金交付確定通知書が送付された後、約1か月で、指定の口座に補助金が振り込まれます。

指定の口座に補助金を振込み